

8B-4
no. 2

GAa1/1

8B-4-2

十九月

地域社会の協力を結集する広報のすすめ方

— 年少労働者の保護福祉増進のために —

労働者^者婦人少年局

埼玉県婦人少年室

女性と仕事の未来館



00965283

館内

は し が き

働く年少者の保護福祉については、一応制度的には解決されていますが、現実には、なお、いくつかの問題が残されています。

最近、特に労働者の福祉のことが大きくとりあげられてきましたが、年少労働問題も亦社会福祉の面に委ねることによつて、一層その福祉を増進することができる分野の多いことが痛感されます。そこで、いかにして地域社会の協力を求めることができるか、又、社会的資源の活用によつてはどんな実効を齎らすことができるかを期待し、婦人少年室が仕事をすすめる上で、主として地域に足場をもつ婦人少年室協助員の方々を煩わし、年少労働者の福祉を高めるための参考にしたいという試みからまとめたものです。

本年度は特に第十回「働く年少者の保護運動」において、「地域社会の協力により年少労働者の保護福祉の向上をはかる」ことを目標としていますので、少くともこの運動をすすめる上にも役立つことができればこの上ない喜びです。

昭和三十一年九月一日

労働省婦人少年局年少労働課

目 次

一、年少労働の現状……………	一
二、広報活動の重要性とすすめ方……………	八
三、協力要請の対象……………	二三
四、問題別協力要請の具体的方法と内容……………	二五
五、地域社会の福祉施設とその利用状況……………	四六
六、働く年少者の団体活動状況……………	五七

一、年少労働の現状

一、年少労働力人口

昭和三十一年六月現在の「労働力調査」（総理府統計局調）によれば労働力人口中十四歳～一九歳までの年少労働力人口は、五五四万人で同年令人口の五四・六％を占めているが、これを十四歳～一七歳までの労働力人口（昭和三〇年十一月現在）についてみると二七二万人となっており、同年令人口の三八・四％となつてゐる。

この十四歳～十七歳までの労働力人口比率について、昭和二六年から三〇年までの五ヶ年の動きをみると、総数の場合は年々増加の傾向がみられるに反し、昭和二六年三八・二％、二七年四〇・一％、二八年四一・一％と増加の傾向にあつたものが、二九年には三七・五％と五ヶ年間における最低を示し三〇年において三八・四％と二六年を若干上廻る程度である。

このように年少生産年令人口中に占める年少労働力人口の割合は、ここ一、二年は減少の傾向がみられ、特に女子においてそれが著しく現われている。

二、年少就業者数

労働基準法による適用事業報告によつて、十八歳未満の雇用年少労働者についてみると、昭和三〇年十二月末現在では七二八、九四四人となつてゐる。

まず、十五歳と十八歳未満の年少者について昭和二六年から三〇年までの推移をみると、二八年には前年の減少を上廻り七五七・六二人と上昇し、昭和二九、三〇年と漸減してゐる。

これに比べ、例外的にしか働くことを許されていない十五歳未満の児童については、同じく二八年に上昇し、前年の約二倍近い増加を示し、むしろ年と共に増加の傾向を辿つてゐるのが注目される。

次にこれら年少労働者の産業別分布状況をみると、工業が最も多く四九九、八三六人（六八・五％）次いで商業の二二一、五五一人（一六・七％）でこの両業種だけで年少労働者の約八五％が吸収されている。

又全適用事業場数の九八・七％は一〇〇人未満の事業場であることからみても当然ではあるが、年少労働者の約七割の多数が中小企業に働いており、年々大企業に働く年少者が減少してゐる。

三、年少労働にみられる諸問題

今から約一五〇年前（紀元一八〇二年）初めて英國において制定された年少労働者の保護立法が「木綿工場における徒弟の健康及び道德に関する法律」である。この名称にも端的に表わされているように、児童労働酷使の影響から派生した弊害のうち、先づ収拾しなければならなかつた緊急事は、精神的、道徳的たい廃であり、肉体的健康の保持にあつたことが窺われる。

中学校卒業後、保護年令（十八歳未満）に当る時期は心身共に著しい発育期にあるため、特に法律をもつて手厚い保護の措置がとられているのであるが、年少労働者は人間としても亦労働者としても未成熟で、不安定な動搖期におかれている。

いきおい、労働環境や生活環境、又はその社会環境に左右されやすいことは明らかなことであり、さらに、現在なお配慮されなければならない次の如き問題をはらんでいる。

1、大都市における中小企業への集中化

昭和二年三月の中学校卒業生の状況をみると、何らかの業に就いたものは全体で六一三、二四二人であるがこのうち、東京、愛知、大阪、兵庫、福岡の六大府県のみで全体の三割を占め、しかも最も就業者の多い、東京、愛知、大阪などでは、他府県へ転出した者は極く少数であるに拘らず、他県よりの受入れは極めて多い。

他府県よりの就職者九九、七九三人中、右の六都府県に入転した者だけで七五、一二七名（七九％）

に達している。

これらの年少者は遠く家郷を離れ、しかも学園生活から職場生活へと急激な生活の変化にあつて、不安な日々を送ることとなる。

就職前の心構えや、職場に応じた指導も受けずに送りこまれるこれらの年少者は、特に中小企業に多く吸収されていく傾向にあるが、住込みの場合などは福利厚生施設の乏しい上に、余暇指導なども十分行われないうまま、たまの休日を映画館と飲食店で一日を暮すといつたことも起き勝ちである。このように、休日を中心として健全な状態において利用できる憩いの場が与えられていないのが、現状である。

2、離職の危期

昭和三〇年三月卒業生で東京都内に就職した都内出身者六、六八一名、及び他府県出身者二、五一名についてその就職後の状況をみると、六ヶ月未満のうちに退職したものは都内出身者が九六一名（一四・四％）で、他府県出身者の場合は四二二名（一六・三％）となつてゐる。

そしてこの退職率は最近三ヶ年の動きをみると二・三％の上昇率を示している。

主な理由は家事都合（二四・一％）転職（二二・七％）待遇不満（七・八％）となつてゐるが、年少者の離職は就職してから三ヶ月までの間が一番多く、六ヶ月、一年と経つにつれて安定してく

るのが常である。

前述の問題ともからんで、殆んど就職直後の指導訓練の必要性があると共に、新規就職年少者の扱い方や指導の仕方についての改善や、使用者の啓発が大切である。

3、働学両立の隘路

働きながら定時制高等学校に通学している者は五四万人に昇つている。一部は農山村にある風間の定時制高校に通学しているが、大部分は夜間課程である。

これらの働きながら学ぶ年少者は、一般年少者に比べ発育程度がおくれているばかりでなく、結核性疾患の罹病率も高い。

終業後学校にかけつけ、帰宅してから十時〜十一時までには夕食をとる者が七、八割に及んでいる。こんなことから胃腸障害者が多く又大半が視力障害を起している。

毎日の通学についても労働時間の関係や雇用主、家庭の無理解又は健康上の理由から遅刻する者、欠席する者も多く、卒業するまでには約五割近くが途中で脱落している例もみられる。

それにしても同学心の強い年少労働者にとつては、このような状態においてすら勉学可能なものは恵まれている少数者といつてよく、大多數の働く年少者にとつて教育の機会均等は未だに狭き門である。

4、最低年令未満児童の就業状況

昭和二九年十二月末現在の十五歳未満の就労児童は、労働基準法による使用許可を受けたもので二〇、一六四名であるが、この約七割は新聞配達に従事している。

東京都内における新聞配達児童の調査結果によると調査児童六三二名中、災害事故のあつたものは二五%で、軽度のものが多いとはいえ、医療費を自分で負担している者が多い。

朝刊配達の場合、五時前に販売所に集合する者が七八・九%を占め、早いところでは午前三時という例もみられる。そのため住込みの変形として「販売所に宿泊だけする」という特殊な場合も僅かながらみられ、配達所要時間は二時間以内が多いが、朝夕刊を配達する場合は約二倍の時間を要し、労働基準法の制限を遙かに超えている。

休日も殆んどなく年間における休刊日のみというのが殆んどである。

これら児童の家庭は、やや貧困、普通のもが多く生活保護法の適用世帯は一九・一%にすぎない。

就業の動機は、カメラを買いたいため、小遣いが欲しいため、友人がやつているから、等の理由によるものが五三・五%を占めている。

このような就業の影響は、健康上の問題より学業の面に多く明らかに表われており、前者の場合

が三九・四％で、後者の場合が、六五・三％を占めている。

又、児童自身が勉学上困難があると答えたものは四八％である。

都市に最も多い新聞配達児童については、概略右のような状況であるが、なお、映画演劇の子役についても福祉上好ましくない傾向をもつた舞台での出演、又は農林水産等、原始産業分野で長期欠席して就労する児童、風聞を町工場にそして夜は夜間中学に通う児童の問題等がある。

5、年少者の不当雇用慣行その他

昭和二十九年中に警察庁であげられた、いわゆる人身売買事件の被害者は、八、六三五名で、そのうち十八歳未満の者は一、八〇二名（二一％）にのぼっている。

被害者の大部分は、義務教育の不就学又は長欠児童であること、及び受入側が接客娯業方面に絶対的に多いことなど、人権無視と精神的身体的虐待の姿に行われている事実は、なお跡を絶たない現状である。

更に、街頭年少労働者も、近時とみに増加し盛り場を中心に夜の巷を徘徊している。

両親又は片親を欠く子供の就職に対する社会的偏見或いは、定時制課程を修了した者に対する差別待遇の問題等いくたの問題が伏在しているのである。

二、広報活動の重要性とすすめ方

一、広報活動の重要性

歴史的にみて年少労働問題は古くしてしかも新しい問題である。いわば次代の産業を担う若き労働者として将来に托す意味から常に捉えられなければならない問題だからである。

従つて、行政機関はもちろんのこと、一般社会の大人にとつても年少労働者を健全に育成しなければならぬ責務がある。この責を果たすためには、まず、前述したような年少労働問題の所在を明らかにし、その育成を阻む障害は、何らかの方法によつてこれを除去する努力が払われなければならない。

何故なら不知からは理解も協力も生れよう筈がないからである。

そこで、先づ年少労働の実態を把握し、直接の利害関係に立つ使用者や労働組合、身近かな先輩労働者を始め、父兄や一般社会の人々にも広く、働く年少者の現実の姿を通して、或いは年少者自身の訴えに耳を傾けることのできる機会を与え、よりよい解決のための援助を求めることが重要となつてくる。

もともと同じ労働者でありながら、年少者は職場でも労働組合の中においてすら第二義的に扱われる傾向がある。労働組合は発言力のない年少者に代つて、その声を伝え問題を社会に訴える立場をとる必要がここにある。

社会機構の分化につれて社会構造はますます複雑化してきている現在、マスコミュニケーションの果す役割の大きいことは認めないわけにはゆかない。

婦人少年局がもっている調査及び広報活動の機能を十分生かし、年少者の代弁者としての役割を果たすためには、報道機関その他の援助と協力により、一般の理解と認識を深め年少者の保護福祉をすすめるため、あらゆる広報効果をねらう活動が行われなければならない。

一、広報活動のすすめ方

前述したように広報活動は婦人少年室の最も重要な業務の一つであるばかりでなく、やり方によつては殆んど予算に頼らなくとも年間を通じてやり得る方法もある。これに広報媒体の如何によつていえることであるが、例えば、新聞、ラジオ、機関誌紙、定期刊行物等の利用と協力が、最も多くの場合マスコミの効果と役割を果してくれるからである。

年間の広報計画に従つて問題別に活動を行おうとする場合、婦人少年局では、報道機関の利用の

他に、常にその問題に相応した広報資料（リーフレット、パンフレット、ポスター、スライド等）を作成し、各婦人少年室を通して関係先に配布しているが、この他に例えば、講演会、座談会、職場訪問、家庭訪問等の形で、集団又は個人を対象として啓発をはかっている。

そして、これらの方法を動員して、或いは年に一度の山となる保護運動を全国的に展開しているが、問題別には、一年を通じてどの時期に実施するのが一般社会のより効果的反響を得ることができるかを考えなければならない。

例えば、婦人少年室において次の如き年間計画に従つて広報活動を行なおうとする場合、管下の婦人少年室協助員の援助と協力を期待することになるが、あくまで地方の特殊事情を勘案し計画をすすめることが望ましい。

なお、次の項目別の具体的すすめ方については、四において詳述するところを参考にして頂きたい。

（例示）年間広報計画

四月～六月

○法規の周知

○新しく年少者を雇入れた使用者への啓発

七月

○産業災害の防止

○最低年令未満児童の就労問題

八月

○余暇活動の拡大と不良化防止

○夏期アルバイト問題

九月

○教育機会の促進

十月

○職場の衛生

十一月

○保護運動目標の周知と運動の展開

一月と三月

○不当雇用慣行の防止と排除

○就職希望の中卒者を迎えるに当つて（卒業前の早期雇用防止を含む）

なお一般的な準備活動及びすすめ方については、特に次の諸点に留意しなければならない。

1、中央及び地方の資料（調査結果報告書、パンフレット、リーフレット等）は常に各問題別に利用し得るよう整理しておくこと。

2、年少労働の実態及び現象については、客観的な把握に努め、同時に十分な分析を試みておくこと。

3、不時に起る問題の場合も全く独自に発生することは少く、直接の原因の奥に歴史的或いは慣習的な要因が潜在することがあるので、一般的全国的背景と同時に、地域或いは業種による特殊性を常に知っておくこと。

4、本省作成の資料を活用する以外に、必ず問題毎の統計的資料は可能な限り自県のものも附加え利用すること。

5、ラジオ（NHK地方版、民間放送）については、放送局との連絡を密にし、できれば毎週利用し得る特定の時間を確保し、これに対し講演、対談、座談会又は番組のための素材を提供すること。

6 出来得れば広報媒体別に、婦人少年室協助員の中で担当者を選び、それぞれの活動を要請することが有効であること。

三、協力要請の対象

年少労働者の保護福祉のためには、関係各機関の機能に俟つべきことはいうまでもないが、ここでは、特に地域のつながりを中心にと考えると、その協力要請の対象は次の三つの範疇に区分される。

1、個人

中学校教職員

使用者

労組幹部

成人労働者

父兄

児童委員（民生委員）

保護司

篤志面接委員（二八頁参照）

青少年指導員

その他

厚生関係

法務関係

文部関係

2、団体

経営者団体（個々の企業体を含む）

労働組合

文化団体

婦人団体

P T A

その他

3、施設

公民館（昭和三〇、九、一五現在——三五、三五——）本館二七、九八五
分館二七、三六六

公立中学校（二一、七〇四）

労働会館（三一一三）

図書館（七四二）本館 六二〇
分館 一二三

保健所（七八三）

註—() は全国設置数

右のうち、各種団体、施設等については、リストを作成し、地域毎に協助員が直ちに対象に働きかけることができるよう各協助員の手持資料とすることが望ましい。

四、問題別協力要請の具体的方法及び内容

前記二、に例示した年間広報計画に従つて、一応事項別にこれを実施する場合、次のようなことが具体的方法として考えられるが、これと同時に報道機関をも利用し、併行して行われることが必要である。

第一、四半期に行うもの

◎ 新しく年少者を雇入れた使用者への要請

- 1、協力要請のねらい
- イ 新しく就職した年少者の心の動揺を早く取除くこと。

ロ これら年少者に対しては「保護するもの」から「育成するもの」との見地に立つこと。

ハ 初期訓練は、定着性を高める上に役立つが扱い方には従来より更に工夫すること。

2、対象

経営者団体（使用者）労働組合（先輩労働者）

3、協力要請の方法及び内容

主として経営者団体（経営者協会、商工会議所、中小企業等協同組合等）に呼びかけることにより、個々の使用者に浸透するよう具体的協力が得られるようはかることが効率的である。

年少者の扱い方については単に使用者のみに求めても効果は期待できない。むしろ身近かな先輩労働者及び直接の監督者の方に問題のある場合が多いので、労働組合を通し、成人労働者に対しても要請する。

経営者団体に対して――

学園から職場への生活の変化をうまく調整し、定着を早めるために次の如き配慮を促す。

(イ) 経営者団体の主催により地域内の事業場又は業種別に、新しく入った年少者を集め歓迎会をかねた助ましの会を催すこと。

(ロ) 職場に初めて迎えるときは、できるだけ父兄の出席をも促す。但し、他県又は家郷を離れて

寄宿舎又は住込みとして就職した者については、使用者から親元へ安着の通知をし、その旨を年少者に伝える。

(ハ) 事業のあらましを知らせ、当該年少者の仕事の内容、役割を理解させ、責任と自覚を促す。

(ニ) 教育訓練の助長策を考えてやる。例えば本人に希望ある場合は、夜間通学の便を与えるか又は通信教育その他の機会のあることを教へる。

(ホ) 求人のできの労働条件は必ず違えないこと。

労働組合に対して――

(ロ) 就職後なるべく早い機会に組合規約その他必要なあらましを教へ、年少者に希望、意見発表の機会を与えること。

(四) 年少者の年頃に相応しい扱い方に注意するよう自主的な申合わせをなし、その実効を期すこと。

第二、四半期に行うもの

◎ 産業災害の防止

1、協力要請のねらい

イ、発育途上にある年少者が、災害によつて死傷し、不具になつたりしては本人や家族の不幸ばかりでなく企業にとつても大きな損失であること。

ロ、災害は必ず防止できるものであること。

ハ、日常の安全教育をおろそかにしないこと。

ニ、年少者の災害が、ときには成人労働者の災害の要因になることもあり得るので、心くばりが願わしいこと。

2、対象

使用者 先輩労働者

3、協力要請の方法及び内容

例年七月一日から全国的に安全週間が実施されるが、この機会を利用し、なぜ年少者に災害が多いか、そして、どんな災害傾向をもっているかを、年少者の身体的精神的特質とからみ合わせ周知する。

使用者に対して――

(4) 労働基準法によつて制限されている危険有害業務や重量物運搬に従事している年少者については配置転換を行い、労働時間、休憩等の規定が守られるようしむける。

(ロ) 技能や経験の上からも、亦人格的に信頼できる指導者をして作業指導に当らせるよう配慮すると共に、安全教育に意を用いてほしいこと。

(ハ) いつも楽しく働ける精神的雰囲気と作業場内の整理整頓による明るい環境をつくるようしむけて貰いたいこと。

成人労働者に対して――

(イ) 年少者の災害は直接間接に自分達の災害にもつながっていることをよく理解させる。

(ロ) 毎時、毎日一人一人の年少者の精神的な不快や、動揺、身体の不調（特に女子年少者の場合の生理日）にまで注意すること。

(ハ) 一人一人の年少者の性格や身体の特徴までよくのみこんでおくこと。

註 災害原因で年少者に最も多いもの。

手動機工具、吊揚、運搬機、取扱運搬、飛来頭倒、撃突、踏抜墜落などの作業行事故によるに動

◎ 最低年令未満児童の就労問題

1、協力要請のねらい

イ、使用許可を受ければ、義務教育期間中にある児童といえども働かせることができるには違い

ないが、本来は学業に専念させることが望ましいこと。

ロ、労働基準法の認める例外労働に就業する場合、又は就業している者に対しては保護の徹底と違反の防止が期せらるべきであること。

ハ、このためには使用許可手続の完全履行と違反に対する処罰を強調すること。

2、対象

中学校長、新聞販売店主及び映画演劇関係者、中小企業者、父兄、児童委員、PTA、婦人団体
3、協力要請の方法及び内容

許可を受けて働く十五歳未満児童の約七、八割は新聞配達に従事しており、次いで映画演劇の子役である。従つて、これらの使用者を重点として協力要請の狙いを強調するが、なお、働くことのできない工業部門に働き、夜間中学に通学している現状から、特にもぐり易い小企業主に対しても働きかける必要がある。又中学校は巡回的に実施する。

中学校長に対して――

(イ) 修学児童の就労については、学校長の「証明書」が必要であるが、之について、今までどの程度発行しているかを確める。

(ロ) 家計上の理由によらない就労児童、又は健康に響く児童については担任教師をして極力やめ

させる方向に指導してもらう。

(v) 就業職種のなかで、健康、福祉に有害なものと認められるものについては父兄にも連絡し、就業させないよう勧奨するようにする。

(vi) 就業禁止に伴い家計上問題があると思われる家庭については、民生委員（児童委員）又は社会福祉事務所等に連絡をとり、生活保護、教育費扶助の道を開くいとぐちをつける。

新聞販売店映画演劇関係者に対して――

一般的な共通事項としては、所定の許可手続を受けること及び労働時間は一日最大限にみて二時間半～三時間以内に止め、修学に差支えるようなことは絶対に避けるようにする。

新聞関係――

(i) 友人に誘われたとか、必需品以外の購入のためとか薄弱な理由による就労を申出でた児童については、その動機を確かめ、家庭とも十分連絡をとること。

(ii) できるだけ、夕刊又は朝刊の一方のみの就労が望ましく、更に配達業務以外の集金、拡張等はさせないよう配慮する。

(iii) 休日を与えるための予備員又は成人労働者の代替制を確立し、児童には交替に休日を与えるようにする。

映画演劇関係——

- (イ) ストリップ、その他之に類する不健全な演劇内容のものに使用しないこと。
- (ロ) 児童でなければできない分野のみに止め、児童を呼物的な扱いで使用するものがないよう業界の申合せを行うよう勧奨する。

PTA、父兄に対して——

- (イ) 子供の自発的就業については特別に切実な事情のない限り同意しないようにする。
- (ロ) 経済的理由で就業させる場合は、予め福祉事務所、民生委員、公共職業安定所等に相談し、働く子供の収入程度の補充のつく道を調べ、その後決定するようにしたいこと。
- (ハ) 就業後の子供の健康及び勉学、生活態度等に留意すると共に賃金の使途については特に注意してもらうこと。

児童委員（民生委員）等に対して——

- (イ) 管轄地域内の学童で、就業しているものの動静については随時情報を提供してもらうよう要請し、婦人少年室協助員が主体となりこれら児童の集りを催す際は、生活指導等について協力すること。

- (ロ) 学校との連絡により、生活困難な就業児童を把握した場合は、直ちに社会福祉事務所に連絡

し善処するよう努力すること。

婦人団体等に対して――

(4) 地域婦人団体の会合において、長欠児童問題はもちろん学童の就業問題についても話合いの機会をもち認識を深めること。

(5) 生活保護法の適用外におかれている生活困窮の母子家庭が地域内にある場合は、団体として協力援助の方法を事業の一つに盛り込むことが望ましいこと。

(6) 常に福祉機関の動きに注目し、側面援助を行うこと。

◎ 余暇活動の拡大と不良化防止

1、協力要請のねらい

まだ遊びたい盛りの年令層にある年少者は

イ、丁度海綿のように善悪に拘らず何でも吸収し影響を受け易いこと。

ロ、職場の心なき大人の誘導や感化をうけ不良化する機会も多いこと。

ハ、少年犯罪の面からみて、学生より有職者の方が高率であること。

ニ、労働面の保護ばかりでなく、余暇生活の充実、健全化をはからなければ、心身の発育期にあ

る年少労働者の全面的保護は全うされないこと。

ホ、労働による疲労を休息、睡眠によつて回復するということ、ただそれだけの連続では人間生活のうるおいを持たすことはできない。高い情操を養い人間性を養うためには基礎的な教育訓練以外に、健全な慰安娯楽と教養を高めることが必要であること。これは不良化防止のためにも役立つものであること。

へ、職場内の施設も必要であるが、むしろ地域社会にある既存施設を十分活用できる協力体制をつくり、これらの利用慣習を確立することが、国家社会にとつても年少者自身にとつても合理的であること。

ト、レクリエーションは費用のかかるものだけとは限らず、むしろ工夫によつては金をかけないなりに、立派に気分転換や楽しみ健康増進、休養に役立つものであること。

チ、休憩時間中に行うレクリエーションについては、どんなに面白くとも、勤務時間に喰込んだり、後の勤務に疲労を持ちこすような過激な種目は避けるよう指導すること。

リ、特に恵まれない中小企業に働く年少者に対し、余暇活動の拡大をはかる必要があること。

2、対象者

経営者団体、労働組合、自治団体、学校、青少年団体、文化団体、民間有志者等

3 協力要請の方法及び内容

後述五、に紹介してある「利用可能な地域社会の福祉施設の概況」とその利用状況を参考とし、既存の福祉施設、団体のリストを参酌しながら、地域内の結付き、活用方法等を検討し、それぞれ適当な対象者に働きかけることが大切である。

経営者団体（使用者）に対して――

- 1、十分な福祉施設をもつものに対して
- (イ) 職場の図書室、スポーツ用具その他慰安娯楽に必要な施設が十分利用されているか、成人労働者や一部の専用その他の理由から年少者の希望が阻害されていないか等、運営管理面について配慮すること。
- (ロ) 運動場その他利用可能な屋外施設は、休日などに地域内の小企業に働く年少者のため解放するほか、映画会その他の行事について可能な限り参加を促すこと。
- 2、施設をもたないものに対して
- (イ) 余暇善用の必要性を強調し、年少労働者の希望するレクリエーションについての調査を行い、できるだけ希望を充たすよう指導すること。
- (ロ) 地域別或いは業種別に中小企業に働く年少労働者を対象とし、野球、卓球等の開催を企画し

その具体化をはかること。

- (ハ) 終業後利用可能な地域内の社会福祉施設を利用させるためその設置、場所、並に利用方法など必要な事柄を事業場内に掲示すること。

労働組合に対して――

- (イ) 使用者の負担にのみ依存することなく、自主的に組合員の要望に応じて必要な備品を用意し、自分達自身のものであるとしての活用に意を用いること。
- (ロ) 発言力の弱い年少労働者に対しては利用の機会均等を確保するため特に注意を怠らないこと。

- (ハ) 文化部又はレクリエーション部等の中にスポーツ、ダンス、音楽、工作等各種の班を設け、誰でも好きな種目に参加できるように体制を整備すること。

- (ニ) 地域の未組織労働者のために、労働組合施設の解放と行事参加に積極的な好意を示すこと。

(映画会、ダンスパーティー又は映画館の割引券発行等)

自治団体(教育委員会を含む)に対して――

- (イ) 市町村立の公会堂、図書館、公民館等の利用度を高めるため、中小企業主並に労働者に働きかけ又、便宜を供与すること。

(ロ) 学校の校庭、公立グラウンド等を解放し、休日あるいは差支えない限りにおいて、地域の年少労働者のため利用させることについて検討すること。

(ハ) 他県より多く年少者を受入れている都市にあつては、中小企業地帯にこれら年少者のために憩いの場としての施設を計画し、その活用の道を開くこと。

青少年団体文化団体その他民間団体等に対して――

(イ) 年少労働者の余暇指導のために各々の機能に応じた行事計画をもつこと。

(ロ) 中小企業経営者団体に呼びかけ、レクリエーション指導、読書指導等余暇指導のための指導者を派遣し、奉仕すること。

地域社会における民間有志者に対して――

(イ) 篤志面接委員（註参照）のように地域内に特技をもつ有志者があれば、それぞれの特技を生かし、年少労働者の余暇指導のため協力を要請する。

なお、婦人少年室協助力中の適格者は自発的に担当することはいうまでもない。

(ロ) 他県よりの就職者で身寄りのない年少者に対しては、できるだけ休日を利用して家庭的雰囲気を与え慰安げきれいすること。

(ハ) 年少労働者のグループ指導に寄与すること。(後述六、参照のこと)

註 矯正施設(少年院、少年刑務所)又は保護更生施設(保護観察所、鑑別所)を随時訪

問し、その特技を生かして犯罪少年の余暇指導を担当するボランティアで、昭和二八年五月より制度化され、現在、全国に約一、三〇〇人位が委嘱されている。

◎ 夏期おけるアルバイト問題

1、協力要請のねらい

夏季の長期休暇時を利用する学生アルバイトは増加の傾向にあるが、これらの労働をめぐつて、少くとも附随する種々の問題点、即ち明示されない労働条件、福祉、健康上の問題等をさぐり、アルバイトそのものから勉学意欲が阻害されないよう援助と理解を求める。

2、対象

使用者、中学校、高等学校教職員及び父兄

3、協力要請の方法及び内容

イ、中学生高等学生別に業種を広く選定し、労働形態の特異性を多く集めるために公共職業安定所、学校を通じて業種を選択するのも一方法であるが、先づアルバイト学生を集め座談会を開

催する。

ロ、座談会開催の困難な場合は学校の協力を得て、作文募集の方法によりアルバイトから得た種々の体験、個々の意見をきいて具体的事実を把握する。

ハ、その後に使用者、先生及び父兄を対象とする座談会を開催し、学生自身の反省、事業主、先生、父兄等に対する要望事項を伝え、今後の協力援助の具体策を導き出すこととする。

ニ、各対象別の座談会にもるべき内容は主として左の事項に基いて行う。

(1) 学生を対象とする座談会内容。

(イ) アルバイトを始めた動機

(ロ) はじめるときは誰に相談したか、そのときどんなことをいわれたか

(ハ) 職場はどんな方法でみつけたか

(ニ) 仕事の内容

(ホ) 労働時間と賃金

(ヘ) 仕事の上で嬉しかったこと、困難な点

(ロ) 学業や心身に影響があると思われることがあるか

(ケ) 賃金は何につかつたか

- (1) 卒業後の方針にどんな影響をもたらしたか
- (2) 事業主、先生、父兄、同僚等に対する要望

(2) 使用者を対象とする座談会内容

- (1) アルバイト学生を使用した動機
- (2) アルバイト学生の作業態度
- (3) 使用上の有利性と困難性
- (4) 学生に対する希望意見
- (5) 先生、父兄に対する希望意見
- (6) 使用者としての反省等
- (7) アルバイト学生の使用者への要望について

(3) 先生、父兄を対象とする座談会内容。

- (1) アルバイトを必要とする学生の経済的諸問題
- (2) 就業動機に関する協力者としての観察及び意見
- (3) アルバイトが与えたと思われる諸影響

(一) 職場開拓の必要性和その方法について

(二) 協力のあり方についての反省と、今後与えるべき援助のあり方

(三) 学生の要望について

◎ 職場の衛生

1、協力要請のねらい

イ、新しく職についた年少者にとつては、今までと変つた生活環境、生活形態に入つたわけであるから、順応するまでの間、身体に著しい変調をきたすことがあること。

ロ、多くの労働は部分的に片寄つた活動を要求し勝ちであるから、一部分の活動が過重でその他の活動が不足勝ちであること。

ハ、年少者は成長期の特徴として不安定である。つまり、このことは身体が軟く、いたみ易く、病態におかされやすいことを意味する。

ニ、健康をいたわると同時に鍛えられもしなければならぬものであること。

2、対象

使用者

3、協力要請の方法と内容

例年十月一日から全国的に行われる衛生週間を機会に、労働基準局が行う諸行事に合わせ、特に有害な薬品、ガス、ふんじんの多い作業場を選び、年少者を対象とする職場衛生について注意を喚起すると共に次の事項について実施方を要請する。

- (イ) 規模の大小に拘らず、年少者の採用に当つては事業場において身体検査をする。
- (ロ) この身体検査の結果にもとずいて作業配置をきめること。
- (ハ) 休憩時間中にはなるべく身体全体を動かす軽い運動を奨励すると共に屋外の新鮮な空気によれさせ日光にあたるようしむける。
- (ニ) 風食前、終業後には必ず顔と手を洗う習慣をつけさせる。
- (ホ) 日頃の健康管理に留意し、罹病予防に備えること。

◎ 教育機会の促進

1、協力要請のねらい

従来、年少労働者が教育の機会に恵まれなかつたことからくる好きしくない効果は次のような事実として現われていること。

イ、年少労働者と学生生徒の精神的発達の差は「再認」「推理」「洞察」などという知的機能が著しく劣っていること、特に「洞察」などという比較的高度な知能ほどその差が甚しいこと。

ロ、犯罪や不良化の面からみても、不完全な人格形成や偏理的判断力が適切でないことが大きな原因であること。

ハ、産業災害や疾病の多いこと或いは作業能率の低いことなども教育の不足からくる浅慮や行動に大きな原因があること。

ニ、社会の文化水準の低下、社会的道德のたい廃などにも、教育の不足が原因の一つとして深く根ざしている。

ホ、以上が労働者層の資質の向上を阻んでいる。従つて社会にとつても産業にとつても教育の促進は切実な問題であること。

ヘ、教育の効果は、労働に対する自主性を高め、創意性が養われ、工夫しながら仕事を進めるようになり技能の上達も促進されること。

ト、教育は余暇の生活態度に好い影響を及ぼすこと。

チ、これらの効果は生産に直接間接の利益を齎すばかりでなく労働者層の文化、道德などの向上による社会的利益が大きいこと。

り、新しい教育制度を十分生かし、一人でも多くの年少者を教育の機会に結びつける努力が必要であること。

2、対象

使用者（経営者団体）、先輩労働者（労働組合）、学校教職員、父兄（P・T・A）、

3、協力要請の方法及び内容

本問題については、対象者の集合の場を利用し、他の問題を探りあげる場合であつても常にこれらの問題にふれることにより、あらゆる機会を有効に扱うことが必要である。

使用者（経営者団体）に対して――

(1) 勤労者のための教育の機会は学校教育、社会教育の系列の中で種々選定できることを教え、年少者の労働余暇を勉学に向けさすよう努めること。

(2) その前提としては適正な労働条件で働かすこと。

(3) 新規就職の年少者に向学心を沸かせるため、通学者に対しては時間的便宜と、休憩時間中勉強したい者のためには場所の提供者により便宜を与えること。

(4) 中少企業においては、経営等団体が主体となり、共同養成による技能者養成を計画実施することに積極的関心をもつこと。

先輩労働者（労働組合）に対して――

- (イ) 働きながら学ぶ年少者に理解をもち先輩の立場から激励援助すること。
- (ロ) 年少者の労働教育に熱意をもつこと。
- (ハ) 後輩の養成のために、使用者と協力体制をとること。

学校教職員に対して――

- (イ) 定時制生徒のよき相談相手となり、ひんばんに遅刻する者についてはその理由を質すること。
- (ロ) 使用者、父兄の無理解については、積極的にのりだして当該生徒の精神的負担の軽減をはかること。

父兄に対して――

- (イ) 事業場又は学校との連絡を密にし、子供の健康、生活に注意すること。
- (ロ) 向学が途中で挫折することのないよう、いたわりとはげましによつて卒業まで完遂できるように協力援助してやること。

◎ 保護運動目標の周知と運動の展開

働く年少者の保護運動は昭年二十二年以来毎年十一月に実施され、運動目標はその年々によつてきめられてきた。

運動の実施については、その都度具体的指示がなされるのでここでは省略することとするが、ここに例示し解説を試みている広報事項は一応年少労働問題として将来に亘つてなお、続けられるべき問題なので、そのいづれかをこの運動に採り上げることによつても、その目的は果されるのである。従来、とりあげてきた運動目標を参考までに紹介すれば次のとおりである。

第一回 昭和二十二年

証明書制度

第二回 昭和二十三年

- 1、年少者の適職開始
- 2、保護法規の周知

3、安全上の配慮

4、衛生上の配慮

5、労働環境に関する配慮

6、健康増進上の配慮

7、教育的反省

8、慰安娯楽

第三回 昭和二十四年

1、卒業期の中学生とその両親のみなさん、最初の職業の選び方は一生を支配します。

(正しい選職)

2、未就職の中学生のみなさん、年の若い間に技能をつけなさい。

(技能修得)

3、使用者のみなさん、今から技能者の養成をはじめて下さい。

(技能者養成)

4、使用者組合のみなさん、年少労働者の安全使用と健全な発育に心がけて下さい。

(安全衛生)

5、大人のみなさん年少労働者の余暇利用のためかれらの慰安と娯楽に心を配つて下さい。

(福祉厚生)

第四回 昭和二十五年

- 1、年少者に適した職業を与えましょう。
- 2、年少労働者を正しい労働時間で働かせましょう。
- 3、年少労働者を安全で健康な業務につけましょう。
- 4、年少労働者の技能養成と労働教育を行いましょ。
- 5、年少労働者に健全な慰安と娯楽を与えましょう。

第五回 昭和二十六年

- 1、労働基準法をまもりましょう。
- 2、働く年少者に教育の機会を与えましょう。
- 3、働く年少者のレクリエーション活動を促進しましょう。

第六回 昭和二十七年

- 1、年少労働者を正しい労働時間で働かせる。
- 2、年少労働者に安全健康な職場を与える。

第七回 昭和二十八年

1、技能の向上。

2、余暇の活用。

第八回 昭和二十九年

働く年少者は、働くことの喜びをもつ。

イ、明るい職場環境と作業条件。

ロ、正しい配置と教育訓練。

ハ、楽しい職場雰囲気。

第九回 昭和三十年

「働く年少者の職業人としての誇りをたかめる」

前項の趣旨にもとずき、右の目標を達成するために年少者の労働意識を高め、労働意欲を育てて自覚を促すとともに、年少者が人として尊ばれるべきことについて、使用者その他社会一般の認識を深め年少者の労働生活を明るく向上させる。

第十回 昭和三十一年

地域社会の協力により、年少労働者の保護福祉の向上をはかる。

中野昭和
昭和三十一年
労働生活の向上を図り
明るい職場環境を
つくり出すことにより
年少者の労働生活を
明るく向上させる

◎ 不当雇用慣行の防止と排除

1、協力要請のねらい

イ、年少者の不当雇用慣行に対する罪惡思想の強調のほか、地方的慣行の長い伝統をもつ地域では、前借で児童を労働に売り込むことに罪惡感をもつていないそのこと自体に問題があること。
ロ、未知の人又は一、二度の面接で身元の判明しない者の就職あつせん、及び前借金を伴う契約については警戒心をもつこと。

ハ、要保護家庭にある豫備年令に達した年少者の動静に注意をむけること。

ニ、義務教育未修了者が雇用されている場合、修学についての配慮がなされなければならないこと。
ホ、事件が発覚したとき、取締機関としては悪質仲介者の処分にのみ終始することなく、福祉機関に連絡しているか否かに関心をもつこと。

2、対象

中学校教職員、使用者、父兄、児童委員、その他民間団体

3、協力要請の方法及び内容

この問題は非常に内容が広範囲であるので他の広報事項と異り、漠然ととりくんでは失敗である。対象者がどういう立場の人々であるか又地域の慣習事情等をも合わせ考えることとし、次の項目のいずれかを必要に応じ組合わせ附加へることが必要である。

(1) 不当雇用慣行の実態について。

意義、類型、最近の実例等を内容とする

(2) 防止対策について。

各省庁の対策（昭和二十七年二月閣議決定に基く通達）及びその困難性を含む。

(3) 罪悪思想の強調

憲法、児童憲章、児童福祉法、労働基準法、職業安定法等の立法趣旨及目的。

(4) 年少労働保護と不当雇用慣行

年少労働保護の一般原則、病理的現象としての不当雇用慣行。

中間搾取、長期労働契約、労働条件の不明示、前借金 of 相殺、仲介人の介入等について。

中学校教職員に対して――

(イ) 前記(1)を中心に理解を深め長欠児童の修学奨励に努力を払うことが大切であること。

(ロ) 一週間以上長欠した場合は必ず家庭訪問により理由をつきとめ、その後の動静によつては児

童委員に連絡し援助を求めること。

使用者に対して――

- (4) 単に労働基準法第十五条、十七条、五十八条、五十九条違反、その他例えは低賃金、長時間労働、更に強制労働であつても年少者の福祉に有害でないものについては、法の命ずるところに従い、労働条件の是正がなされるよう要請し、特飲店その他遊興的接客業の場合は使用禁止の措置、罰則のあることなどを周知する。

- (5) 仲介業者の介入を避け公共職業安定所により求人することの安全を強調する。

父兄及び民間団体、一般社会に対して――

- (1) 子供を喰物にしている実例をあげ、子供は社会の一員として育てるべきであること。
(2) 子供を手離さなければならない事情のあるときは関係機関の他、市町村役場、警察等最寄りの役所に相談すること。

- (3) 公共機関以外の人から就職あつ庭を受けたときは慎重であること。

- (4) 近隣で不当雇用慣行のある事実を知つたとき、又は風評を耳にしたときは親元の反省を促すと共に最寄りの役所、民間有志者等いすれかに通報することによりその排除に協力すること。

児童委員（民生委員）に対して――

(4) 担当地区内の要保護家庭を常に見守つてほしいこと、受入側として慣行の多い地区については特に留意すること。

(5) 社会福祉事務所、児童相談所では「要就職者緊急通報」の制度を徹底させること、又今までにどの位実施されたかを臨めること。

(6) 管内の警察、学校とは常時連絡を密にし、万一事件が発生したことを知つたときは被害児童について直ちに福祉機関に連絡しその措置に協力すること。

(7) 被害児童のアフターケアについてはなるべく長期に亘つて続けること。

◎ 就職希望の中学卒業生を迎えるに当つて

1、協力要請のねらい

イ、中学校における最後の勉学の機会を粗末にさせないこと。

ロ、進路は何であるにせよ、常に向上しなければならぬこと。

ハ、働く生活にも勉学の機会があること、そして青年期に入つた中卒者はこれからこそ人生の新しい門出を迎えて大人になるまでの修練期に入る大切な転換期であること。

2、対象

中学校教職員、経営者団体、PTA

3、協力要請の方法及び内容

実質的効果を狙うためには個々の学校又は使用者父兄を対象に行うことが望ましいが、効率的にこれをおしすすめるには中学校長会議、職業指導主事会議、PTA、経営者団体の会合の場を利用することである。又既に就職している年少者を対象とする座談会等を開催する場合に対象者を適宜参加させ傍聴させることも一方法である。

教職員に対して――

- (i) 年少労働保護のいと口としての職業指導は重要であるが、三学期を迎えた現在では一応終了したとみて不当雇用慣行に陥らないよう最後の注意を払うと共に卒業期まで充実した学校生活ができるよう配慮する。

- (ii) 進学者重点主義の弊害は、就職希望者に不満を抱かせ、三学期の通学を嫌悪するものが多いこと、及び技能者養成を実施している事業場に就職した年少者の中には、養成所で習う関連学科に苦勞しており学校に対する不信の念をもっていること。

- (iii) 就職決定の卒業生に対しては職場においての態度、言葉づかい、電話のかけ方、応答のしか

た、そらばん等で苦勞しないよう最後の教育をする。

(二) 採用決定の生徒について、使用者が早期雇用を希望した場合、卒業日までは学校に止めるよう協力を促す。

(四) 早期雇用の防止につき、場合によつては中学校長会議での申合せ事項として決定し、教育委員会、業者等にも働きかける。

使用者に対して――

(イ) 採用決定した生徒に職場見学、又は学習に差支えない限度に見習わせることはよいが、このような名目の下に卒業数ヶ月前から全日使用している場合がみられる。こうした慣習は、学校教育法にもとるばかりでなく、当該生徒の最後の美しい学校生活の思い出を失わせることとなり、大人の立場としては反省さるべきことである。業界の申合せその他の方法により自粛をはかること。

(ロ) 新卒者の中には向学心に燃えながらも進学を諦めて就職するものもあるので、勉学したい希望の者には教育の機会を与へる便宜をはかる。

父兄に対して――

新卒者をもつ父兄を特に対象として、前記協力要請のねらい、全般についての理解及び家庭で

の指導を促す。

五、地域社会の福祉施設とその利用状況

年少労働者がその労働生活の体験と共に教養を高め、豊かな人間性と広く深い知識、視野を養うことができるならば、それは単に生産面における貢献ばかりではなく、社会に対して大きな貢献をなし得るものである。

しかし、ひとたび労働者の立場に置かれると、その生産面の能力だけで力量が判断され義務づけられてしまう。そのためにこの年令に必要で、またこの年令でこそ可能な勉強や一般教養を身につける機会が失われがちなのは、年少者自身にとつてはもとより、社会にも影響する大きな問題として注目されなければならない。

そこで、時間的に経済的に、また体力の上で種々の拘束をうける年少者のために、各種の施設が手近にあるならば、その問題を補う大きな力になり得ると考えられる。ここに現存するそれらの施設や利用状況について婦人少年室の調査により各県の概略をみると、およそ次のような状況である。

一、官公立の施設について

1、公民館

地域社会の人々を対象として、その教養を高めるために、戦後設置された公民館は、本館分館を併せて全国で三五、〇〇〇余りにのぼる。このうち何らかの形で年少労働者の福祉と関連のある事業を行い、また会場を開放提供しているものは約四、〇〇〇と推測される。

ここで行われている、年少労働者と関連ある事業としてあげられるものの大半を占めているものは、青年学級の開設である。そのうち年少者を比較的多数吸収しているもの、また主として年少者を対象としているもの等についてみると、次のような事例がある。

- 県下四七六学級の参加者の六〇％が年少者で占られている（岩手）
- 年間延三、七〇〇名の年少者が利用している（福井）
- 商店に働く勤労青少年のみを対象とし年少者も多数利用している（愛媛）
- 職業補導所入所準備として行われている（宮城）
- 特に勤労青少年に対し強力に呼かけを行つている（長野、大阪、宮城）
- 年少者二〇、三〇名の参加が見込まれる場合には、工場から委託として受入れ、簿記、一般教養

講座を月一〜三回開催し、経費は公民館と工場側とで折半している（大阪）

○ 技能青年学級を開設し、四学級で一ヶ月延一〇〇人前後の年少者が利用している、週六日、一日二時間半の講座である（鹿児島）

○ 規模は小さいが、特に、他府県出身の年少労働者を対象として一般課目、教養講座等を開いている（岡山）

○ 一日平均五〇人程度の年少者が参加し、学級中には音楽、演劇等のグループをつくり、グループ活動をすすめている（熊本）

○ 技能養成制度による学級に館を開放している（長野、宮城）

このように一部には関係者の認識と努力もみられるが、この他の多くの青年学級については、成人にまじり年少者も若干みられるという程度であり、また特別な配慮もないうえ、利用年少者少数のためもあるか実数も把握されていない。

公民館の機能そのものについては、地域社会の人々の福祉にどれほどの貢献がされてきたか、ここ十年を経てその動きは常に問題とされているところであるが、特に年少労働者のための事業と利用可能な運営については若干の例外をのぞいて、まったく今後の問題として新たに考慮されるべき状況にあると云えよう。

2、図書館

官公立中、特別な目的を持つものをのぞいて、いわゆるパブリックライブラリーは本館分館併せて現在全国に約七五〇が設置されている。このうち年少労働者に関して、運営上多少なりとも考慮を払っているもの、及び年少労働者の利用度の比較的高い数字の現われているものは次のとおりである。

○ 休館日（月曜）が地域の紡織工場地帯の電休日にあたるため、特に開館の措置をとっている

（栃木）

○ 巡回文庫の利用者の七〇%（約八、〇〇〇人）は年少者で占められている（岩手）

○ 移動文庫利用者の一〇%（約二、〇〇〇人）が年少者で占められている（岩手）

○ 閲覧者の三四%が年少者で占められている館がある（神奈川）

○ 二館で一ヶ月約四五〇冊の図書が年少労働者により利用されている（栃木）

○ 一館で一ヶ月約三五〇人の年少労働者が利用している（鹿児島）

など、若干の事例又は数字があがつている。年少者は休日、あるいはわたまたま可能な時間に、かろうじて図書館を利用する若干の者、また定時制高校生徒等で参考書を購入できず図書館に求めることを余儀なくされるような経済状態にあるもの等をのぞいては、図書館そのものに親近感がうす

く、また読書の機会をものがしているといえよう。

岩手県における巡回、移動文庫の利用度の高さをみても、利用し易い方法がとられるならば、年少者の読書の意欲は高まり利用者も増すことが察知される。これは、ここでは唯一の好事例であるが婦人少年局の調査結果からみても、年少者が読書を好みその機会を求めているのは明らかで、それがはばまれ、その状態が永く続くならば、良書や良い読書のしかたに対する新鮮な意欲がうすれて行く懸念もある。

一方、他県において巡回文庫すら利用するものがないという事例があるが、圖書の種類、その他利用しにくいこまかい問題等が運営上あるように思われ、更には年少者の職場自体の影響も考えられるので、実施体が直接工場関係者への呼かけ、啓発等を十分に行うならば実効は上るものと思われる。

しかし大多數の図書館において、利用者僅少とは云え、年少者の利用に関する資料が把握されていないのは、その関心の浅さを示すものと考えられるのである。一方、図書館自体に予算措置が十分でないために夜間或いは休日開館、巡回文庫等の運営について実施し難い点も考慮に入れてみるべきで、地域社会の人々、団体等による行政母体への強い働きかけが、併せて必要とされる場合も多いことと考えられる。

3、労働会館、労働セツツルメント

労働者の利用に供するために設置されたものであるが、概して年少労働者の利用は低い。

兵庫県のごとく労働会館の年間年少利用者延約五万人、セツツルメントについては労政事務所管内の六地区において年少者のために一般教養、生活技術、簿記等の実務等の講習がなされ、年間約二千人に利用されているという例もあるが、これらの施設が年少者に利用されない原因の一つとして年少者が、常に成人労働者に比して第二義的存在として取扱われている傾向が考えられる。中小企業、未組織の事業場に働く年少者が圧倒的に多数な今日、労働関係施設としては考慮なしに済まされることではない。

4、その他に児童会館、体育館、屋外体育施設、文化センター、各種博物館、隣保館、美術館、動植物園、青少年の家等がこの報告に名をつらねているが、夏期における青少年の家の利用、児童会館の土、日曜の音楽会、演劇、映画会等を比較的多数の年少者が利用している事例はあるが、その他の施設を含めて、特に年少者への配慮はみられず、利用状況も把握されていない。

二、民間団体等により設置されている施設

体育館、プール、図書館、文庫、博物館、美術館、記念館、児童館、生活館、植物園、公園、寺

院、町会事務所、各種団体の会館等々、さまざまな施設があり、各々一般の利用に供されているものであり、特に大都市に集中しているが、若干の例外をのぞいて、年少者への特別な配慮のないのは、むしろ当然のような状況である、現在はまだ小規模であるが、東京において、国会図書館の厚意と援助のもとに、婦人少年室協助員の努力により、年少労働者を対象とする図書館が新設された。「雨ニモ風ニモ負ケナイ図書館」と命名されて、その地域の年少者に利用されている。

また京都では、西陣地区の年少女子労働者を対象として、一般教養と洋裁講習を行つてゐる「働く少女のための生活教室」があり、これも小規模ではあるが昭和二十六年以来、歩みを続けている。

これらの公私立の施設とその運営の現状を通じて判断されることは、一般社会人に対して開放されている施設、また一般社会教育を目的として行われている各種の事業中、年少労働者の特別な生活事情を考慮に入れて運営されているものは、全国的にみて僅かなものを推察される。

働く人々のためと銘うつて行われる各種の講座においてすら、年少者を考慮に入れたものが非常にすくないことは、同じ労働者の立場においてすら成人優位であることがうかがわれる。

学生でもなく、成人でもない年少労働者は、困難な環境の中で、たゞ自らの強い意志と、時には

健康をも犠牲にするほどの非常な努力、そのみによつて勉学し、教養を高める以外何の便宜も援助も与えられていないとみられる現状である。

しかし、より多くの良識と積極性の援助があるならば、施設における年少者への施策の不備——年少者自身の勉学や、一般教養向上の機会の喪失と意欲の沈滞低下——施設利用度の低さ——施設における年少者への無関心——、といった悪循環を、より一層早期に断切することも不可能ではないと云えよう。

三、年少労働者のための福祉活動の動き

年少者の福祉について、施設の面では前項に概説したように、若干の例外をのぞいて不備な状態である。しかし中央においては各種の、法律による措置も関係者の手で、より一層考慮され進められつゝある。また地方では関係者、地域の有識者、団体等による援助、指導計画もみられるので、今後の各地方の参考のためにその動きをあげてみよう。

1、施設について

○年少者ホーム（栃木）

場所Ⅱ足利郡坂西町

内容―住込年少者のための施設

推進体―坂西町商工会

進行状況―座談会の際に腹案として出たもの

○三ツ沢青年の家（神奈川）

場所―横浜三ツ沢

内容―働く年少者も含めて、集会等に利用できるもの

進行状況―三十一年中に開設予定

○青少年の家（神奈川）

場所―真鶴

内容―レクリエーションのために

推進体―横浜YMCA

進行状況―三十一年中にキャンプ場として使用できるよう建築中。将来少年博物館をつくる

計画もある。

○巡廻文庫（富山）

場所―県下一円

内容Ⅱ勤労青少年に読書の機会を与える

推進体Ⅱ県教育課

進行状況Ⅱ考慮中

○働く婦人と年少者のセンター（京都）

場所Ⅱ京都府西陣

内容Ⅱ未組織の職場に働く人を対象とする。（働く少女のための生活教室の一連のものとし

て）

進行状況Ⅱ構想中

○ユースホステル（大阪）

場所Ⅱ大阪市

内容Ⅱ勤労青少年を対象とし、レクリエーションのために

推進体Ⅱ大阪市青少年福祉協議会

進行状況Ⅱ三十一年度は、青少年夏季対策として、ユースホステル運動の紹介と啓発を行つた。

2、その他

○勤労年少者対策（兵庫）

場所Ⅱ尼崎市

推進体Ⅱ尼崎市社会保障審議会

進行情況Ⅱ考慮の段階

○青年学級へ参加の呼びかけ（長野）

場所Ⅱ南安曇郡豊科町

推進体Ⅱ公民館運営審議会その他

進行情況Ⅱ努力中

○中学校の図書館、グラウンド等を年少者に開放する運動（長野）

場所Ⅱ南安曇郡豊科町

推進体Ⅱ婦人少年室協助力

進行情況Ⅱ運動中

○公民館の相談業務中に、青少年のための人生問題、純潔問題相談を加える計画（福岡）

場所Ⅱ八幡市

推進体Ⅱ公民館

進行情況Ⅱ計画中

○年少労働者のために役立つ社会教育指導者の養成(大阪)

場所―大阪府

内容―事業場と協同で行う

推進体―府教育課

進捗状況―計画中

六、働く年少者の団体活動状況

前項のごとく、年少者に関する動きが徐々に現われているのは、よろこぶべきことであるがこゝに、たまたま理解ある人々、団体等の温い助言、指導による具体的活動が、すでに始められているところがある。また年少者自身も、人権を尊重し自主性をのばす新しい教育を受けて、社会に出てきたものたちであるから、自分達の力でよき職業人社会人に成長しようとする、明かるといふ意志の動きもみられるので紹介する。

1、成人の指導によるグループ活動

○武生地区、働く年少者の会

地区―福井県武生市

助言指導—労働関係官公庁、使用者団体、労働組合

発足—昭和三〇年二月

目的—親睦、教養の向上、レクリエーション

会員数—四〇〇

この会は、指導者はあるが年少者が自治的に役員をえらび、毎月の集りが計画運営されている。現在までに卓球大会、映画会、社会見学、ハイキング、また各種の討議、座談会等も催され、機関紙を発行している。

○技友グループ

地区—長野県須坂市

指導—須坂市公民館主事

目的—会員相互の親睦と連絡

会員数—四〇

技能養成制度による養成工を対象とし、毎月一回集りを持ち、意見発表会、座談会、生活記録の募集等を行っている。

○YMCA実業少年グループ

地区Ⅱ兵庫県

指導ⅡYMCA

目的Ⅱレクリエーションと教養の向上

主として中小企業に働く年少者を対象とし、週二回午後六時から二時間、講話、歌唱指導、ホークダンス等を行う。

○池田マイナークラブ

地区Ⅱ徳島県池田

指導Ⅱ池田商工会

目的Ⅱ親睦、レクリエーション、教養の向上

会員数Ⅱ四〇

社会見学、レクリエーション、会員懇談会、講演会等を行つてゐる。

○めぐみ会

地区Ⅱ京都府

指導Ⅱ成人有志

発足Ⅱ昭和二十七年四月

目的Ⅱ親睦と生活上の問題の話し合い

会員Ⅱ一八

前項の「働く少女のための生活教室」卒業者を対象とし、毎月一回土曜夜間に例会を開く。
目的に沿つたものゝほか、職場問題懇談会、趣味をのばすプログラム、レクリエーション、
社会見学を行つてゐる。

○養成工クラブ

地区Ⅱ和歌山県

指導Ⅱ住友和歌山教習所教師

目的Ⅱ余暇を利用し技術をたかめ良い製品をつくる

ラジオ部、機械部があり、終業後教師の指導のもとに、或いは自主的に研究実験を行い、
研究を生かして良い製品をつくるため努力している。

この他に青年会、四Hクラブ等が全国的にあるが、年少者の利用参加状況は把握できず、こゝで
はふれないことにする。なお計画中のものとして次のような事例をあげる。

○働く青少年のつどい

地区Ⅱ宮城県仙台市

推進体―仙台市福祉事務所

目的―生活、余暇指導の相互研究

進行状況―働きかけ中

この構想は、同福祉事務所の行つた新聞配達等の学童約一、〇〇〇名についての就労状況実態調査の結果として考えられたもので、市内五三学区の児童福祉審議会に保護、援助組織の必要を呼かけているものである。これに一般年少労働者を含む構想である。

2、年少労働者の自発的グループ活動

○マイナークラブ

地区―鹿角市

会員数―三〇

会費―月二〇円

会長は年少者相互間でえらび、月一回例会を開き講話、レクリエーション、機関誌の発行を行っている。

○剛志会及び長浜青年会

地区Ⅱ香川県

この会は明治前期よりある歴史的な、いわゆる「わかもの会」の形であつて、現在は中学卒業直後より一ケ年間、在郷男子が参加するものである。風間は自宅で自家の仕事を行うが、夜間は定められた団舎に共同宿泊し、その間に非常災害奉仕訓練（海難救助や火災消防作業等）を行う。役員を定め自治的に運営する。卓球、碁、将棋、柔道等を取入れており、年少労働者はこれを楽しみにしている。

この他に青年会、読書会、農事研究会、演劇グループ等が全国的に行われている模様であるが、年少者の参加利用状況は明白でなく、こゝには記載しない。

